

茨城労働局・茨城県コラボ

& 法改正の最新情報

定員
350名事前
予約制参加費
無料

「ハラスメント対策」説明会

2026年
10月1日より

カスハラ・就活セクハラ対策が義務化されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。
また、同一労働同一賃金、企業の公表義務など、法改正の最新情報もまるっと！説明します。

日時

2026年10/16

金

14:00～（受付開始 13:30）

※申込〆切：10月9日（定員に達し次第〆切）

※終了は15:30頃を予定しています

会場

茨城県庁 講堂（9階）（茨城県水戸市笠原町978-6）

プログラム

- ・ハラスメント対策の全体像（法的義務のまとめ）
- ・カスハラ・就活セクハラ対策のポイント（茨城労働局オリジナルアイテムも紹介！）
- ・その他の法改正に関する最新情報（同一労働同一賃金、企業の公表義務など）

対象

企業の人事・労務担当者・経営者/管理職の方々 等どなたでも

申込方法

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータルサイト）からお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#ibaraki

「あかるい職場応援団」HP

法改正の大きなポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために
講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...

求職者等に対する
セクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講 etc...

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の
ために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...

説明会に関する
お問い合わせはこちら

茨城労働局 雇用環境・均等室

029-277-8295（受付時間 平日8:30～17:15）